

里庄町子ども安全パトロール 実施要綱

里庄町教育委員会・里庄町青少年健全育成「未来の会」

(目的)

第1条 この要綱は、夕方等にウォーキング、ジョギング又は散歩（以下「ウォーキング等」という。）をしている地域住民が、里庄町の将来を担う子どもたちの安全を確保する上で必要な活動を行うことにより、地域住民の子どもたちを守る意識の高揚と子どもを守る自主的な活動の推進を図り、身近な日常生活の中で子どもを見守る生活環境を構築することを目的とします。

(名称)

第2条 この活動の名称は、「里庄町子ども安全パトロール」とします。

(資格)

第3条 子ども安全パトロール員（以下「パトロール員」という。）の資格は、里庄町に在住しており、子どもの安全に理解と関心をもって誠実に活動を遂行できる者としてします。

(パトロール員の活動内容)

第4条 パトロール員の活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 子どもに挨拶や声かけをすること。
- (2) 子どもに対する危険な行為等を通報すること。
- (3) 子どもにとって危険な環境その他子どもの安全に関する申出を行うこと。

(登録)

第5条 パトロール員になろうとする者は、子ども安全パトロール員登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、分館長の推薦をもって教育長に提出するものとします。

2 教育長は、前項の申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、教育長が別に定める「たすき」をパトロール員に交付し、パトロール員登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとします。

(登録の抹消)

第6条 教育長は、パトロール員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録名簿から当該パトロール員の登録を抹消するものとします。

- (1) パトロール員が里庄町子ども安全パトロール員辞退届（様式2号）を提出したとき。
- (2) パトロール員が第3条に規定する資格を満たさなくなったとき。
- (3) パトロール員としてふさわしくないと認める行為があったとき。
- (4) その他教育長が特に必要と認めるとき。

2 パトロール員は、前項の規定により登録を抹消されたときは、教育長にたすきを返却するものとします。

(パトロール員の義務)

第7条 パトロール員は、活動を行なうときはたすきを着用するものとします。

(役員)

第8条 里庄町子ども安全パトロールに次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選任)

第9条 会長及び副会長は、パトロール員の中から互選する。

(役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(関係団体及び警察機関との連携)

第11条 教育長は、里庄町内の関係団体及び里庄町の区域を所轄とする警察機関と連携し、パトロール員の活動に関し必要な措置を講ずるものとします。

(関係課等の長の責務)

第12条 関係団体を所管する課等の長及び警察機関との連絡を所管する課等の長は、連絡調整を緊密にする等パトロール員の活動に関し相互に協力しなければなりません。

(パトロール員の保険)

第13条 教育長はパトロール員が第4条に規定する活動を行なうにあたり、パトロール員が負傷した場合等の担保としてボランティア活動保険(社会福祉協議会)を充てるものとします。この場合において、保険の加入に要する費用は里庄町が負担します。

(個人情報の保護)

第14条 教育長は登録されたパトロール員の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の保護を図るため、個人情報の収集、利用、提供、管理その他の扱いを適正に行なうものとします。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めます。

附 則

- 1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を試行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行なうことができる。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。